

○申請に必要なもの

児童の父、母、同一敷地内に住む65歳未満の祖父母それぞれの方について、お子さんの保育が困難な理由を証明する書類をご提出ください。詳しくは、町ホームページで確認できます。

○入所の選考について

保護者の就労状況等や世帯の状況を総合的に判断し、保育の必要性の高いお子さんから入所を決定します。入所が必要と認められる場合でも、保育所の定員等の事情や健康診断の結果によっては、第1希望の保育園に入園できない場合があります。

優先度	保護者の状況(就労の場合)	就労日数・時間	世帯の状況
高い ↑	育児休業明けの常勤就労 ◆ 常勤(フルタイム)就労 ◆ パートタイム就労 ◆ 就労内定 ◆ 就労未定(求職活動中)	多い・長い ◆ 少ない・短い ※就労時間が月64時間未満の場合は1号認定となります。	両親がいない世帯・災害復旧 ◆ ひとり親世帯 ◆ 父母と児童のみの世帯 ◆ 同居または近隣に保育できる親族がいる世帯
低い ↓			

● 問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1344 (直通)

